

令和2年8月26日

於 大阪府労働委員会

スバルが丘学園事件  
【令和元年(不)第15号】  
第2回審問速記録

速記 (株)会議録研究所 床田容子



C

C

第1回に引き続き尋問

証人氏名 原潤之輔

申立人側 山下代理人

申立人代理人の山下です。証人は去年の4月1日から神戸第一高校に勤務したということですが、間違いないですね。

はい、間違いないです。

それ以前は県立高校の校長、私学の副校長ということを証言されましたが、そのとおりですね。

はい。

私学というのは神港学園高校ですかね。

そうです。

県立高校でも校長をしていたということですがけれどもね、2010年、10年前ですけども、加古川北高校に校長として赴任されましたね。

はい。

当時のですね、加古川北高校の取組について、文科省の今後の高校教育の在り方に関するヒアリングで意見発表していますね。

はい。

そのプレゼンテーションをですね、ホームページで、文科省のホームページで見たんですけどもね、証人はそれ以前に勤務していた神崎高校とか夢前高校とかね、学校の体をなさない学校だとか、大変な学校だったけれども立ち直らせたと発表されておりますね。

はい。

生活指導の分野は得意だったんですかね。

生活指導、生徒指導というふうには呼ぶんですが、大きい声を出して叱ったりすることが生徒指導ではなくて、授業を充実させていたり、ホームルーム活動をちゃんとすることが生徒指導につながるという趣旨でずっと話はしてきました。

そういう分野では自分なりに自信を持ってやってこられたということですかね。

どのような評価をされてるかは分からないですが、私としては一生懸命させていただいたのではないかなとは思っております。

一般的な話ですけども、生徒が荒れてるということに対して、それを指導するという側も

若いときは少々やんちゃなこともしたということをよく聞くんですけども、そういうことはありませんでしたか。

できる限り生徒の側に立った指導には努めてきたというふうに思っております。西脇工業高校に勤められたことがありますね。

はい。

その頃に同僚の胸ぐらをつかんだということはありませんでしたか。

記憶にございません。

ああ、そうですか。

はい。

証人は県立高校で管理職になる前には高教組に属していましたか。

いつときありました。

はい。組合の経験があるということですね。

そうですね、23か4かのときぐらいですね、はい。

証人、担当の教科は何だったんでしょう。

英語です。

英語ですか。

はい。

証人尋問申出書を示します。

(証人尋問申出書を示す)

証人の証人尋問申出書なんですけども、証人の表示、氏名、原潤之輔と、これですね。住所がですね、神戸第一高等学校内となってるんですけどね、ここに住んでおられるんですか。

いえ、違います。それは勤務先です。

証人が弁護士さんにこの住所だということを知らせたんですか。

その前に村上という者が作成をして、それでそのようになっているんじゃないかなというふうに思いますが。

この申出書というのは弁護士が作られたんですね。証人が作られたわけじゃないですね。

少なくとも私ではなくて、それがどなたになるか、私は今のところ、分かりません。

証人が知らない間に作られておったということですか。

そういう学校として、そのような形を取ったというふうになってると思います。  
少なくとも住所は間違ってますね。ここには住んでおられないですね。

そうですね、はい。

住所というのはその字のとおり、住むところですからね。生徒が住所で神戸第一高校内と書いたら怒るでしょう。これ以上言いませんけどね。

はい。

前回の証言で団交の開始時間のことについて証言されておりますけれども、教職員が勤務時間内に団交に出席することは難しいと答えられておりますけどもね、勤務時間外なら出席できるということですか。

勤務時間は始めが8時30分、終わりが5時15分になっておりますが、その後も部活動の指導をしたり、あるいは補習をしたり等々がございます。また、機械警備を契約しております、その機械警備の関係上も難しいのではなかろうかというふうに思います。

つまり勤務時間外でも難しいと。

はい。

そういうことですか。

はい。

本件の団交のやり取りについては、逐次校長として関わっておられると思うんですけどもね、最終的に学園のほうで団交日として指定してきたのが去年の5月23日だったということは覚えておられますか。

すみません、定かではございません。申し訳ないです。

乙第15号証を示します。

(乙第15号証を示す)

これが学園のほうから組合宛てに送られてきたご連絡という文書でしてね。ここに日時としてね、「令和元年5月23日(木)午後6時または午後6時30分～2時間」と書いてあるんですけどね。こういうふうに学園のほうは提案してきたということは覚えておられないですか。

申し訳ないですが、覚えてないです。

はい。5月23日木曜日ですけども、          組合員の終業時刻が何時かご存じですか。

5時間目の開始が2時30分で、6時間目の終わりが4時30分と聞いております。

その後、部活動の指導をすることもあるというふうに聞いておりますが、ただその当時は非常勤講師ですので、そこまで求めるということは学校としてはしてなかったんですが、彼がどうしてもということもありましたので、したいというご希望があったものでそういうふうに任せておりました。

学園側からの準備書面（５）の２ページを示しますけれども。

（被申立人準備書面（５）２ページを示す）

準備書面のほうの２ページね。

はい。

■組合員の勤務時間及び勤務場所。木曜日、５月２３日が木曜日でしたから、木曜日を見ますと、５限が本校になって、６限は担当してないんですね。

はい。

放課後に括弧して西キャンパスというのがありますけれども、授業としては５限で終わるわけですね。

はい。

５限が終わるのが西キャンパスの場合は１５時２０分ですね。

はい、５０分間ですね。

本校は１４時３０分。木曜日５限、本校ですから、１４時３０分に■組合員は、勤務が終了する。終業時刻は１４時３０分だというのが分かりますね。

はい。

１４時３０分に授業が終わって、１７時から団交が始まるとしたら出席できますかね、■

■組合員は。

場所によるというふうに思いますが。

本校で木曜日は勤務してね、１４時３０分に勤務が終わるんですけどね。１７時から本校で団体交渉するとしたら出席できますかね。

できるというようにその時点では考えてはおりました。

はい。乙第１号証を示します。

（乙第１号証を示す）

これは本件団体交渉の申入書。組合加入通知及び団体交渉申入書となっておりますけれどもね。証人が校長になられたのが２０１９年の４月１日でしたね。

はい。

だから、その以前の日時で団交申入書が出てるんですけども、この団交申入書を見たことありますか。

すみません、そこに私、眼鏡を置いています。取ってもよろしいですか。どうぞ、かけてください。

見えませんねん。ありがとうございます、すみません。見られたことありますか、要求事項が書かれてあって。校長になられる前に届いているものですから、校長になってからね、こういうものが届いたかどうかを聞いてるんですけどね、見られたかどうかを。

はい。恐らく当時の村上様からこういうものが来てるということは、恐らくあったんかも分からないですけども、今私の頭の中からは飛んでおります。これ申し訳ないです。

要求事項2のところですね、部活動顧問などに伴うですね、早出出勤、休日出勤、残業に関して未払い賃金を支給することと、こういうことが書かれてるんですけどもね。早出出勤だとか休日出勤については賃金を払われてないんですか。

払ってはおりません。

あ、そうなんですか。そうですか、分かりました。ところで、教職員は年次有給休暇を1時間単位で行使できるということをご存じですね。

はい。

はい。証人は、前回と今回のこの労働委員会の出席については休暇で来られてますか、それとも業務で来られてますか。

私ですか。

はい。

出張の伺いを出して来ております。

出張でね。

はい。

分かりました。次に、団交場所についての質問をいたしますけれども、スバルが丘学園の所在地は神戸第一高校と同じですね。

そうでございます。

はい。証人は法人の理事ですか。

そうです。

それで、高校と法人はですね、敷地で区切られていますか、それとも同一敷地内に法人と高校が併存していると、どちらになるんですか。

併存をしておるといことです。

じゃ、併存してますけど、建物でここからが法人、ここからが高校というふうに区切られておりますか。

理事長室がございます。それは本館の地下というふうに皆さん方おっしゃるんですが、実は1階なんです。その1階の1室が法人の理事長先生のお部屋になっております。

法人だけで使用する施設というのはその理事長室だけなんですか。

評議委員会ですとか、理事会ですとか、そういうもろもろの法人に関することにつましましては、理事長室の隣に応接室というのがございまして、そののところで行われる。または、学習室というのがございまして、評議員になりますとやや人数も増えますので、そこに移動して行うということがありました。

ということは、この応接室などは法人の施設というよりは高校の施設ということですかね。どっちなのかと言われたら高校の施設になるのかなとは思いますが、絶対こうだというのは私はちょっと今この場で即答はできないんですが、私もあまり使わないですし、法人のほうもあまり使ってはいないです。非常に狭いところですので、ちょっと使い勝手は悪いというのが現状です。

では、法人の事務局の方って、あるいはスタッフの方っておられるんですか、法人の業務だけを行っている。

そういう方はおりません。

うん。そしたら、法人のですね、会計業務とかは誰がするんですか。

今日ここに来ております藤井という事務長なんですが、お手伝いをしているというように私は聞いております。

法人のお手伝いをしている。

はい。理事会があるときにお食事の用意をしたりとか、案内を出したりとか、そういうお車の手配をしたりだとかというようなことで働いておられるというふうに聞いております。

証人ね、陳述書を書かれておりますが、その中でですね、高校の施設は教育を目的とする施設、だから、そういうふうに書かれてるんですね、覚えておられると思いますけども。



はい。

労働組合や会議などで高校の施設を使用することは認めていますか。

それにつきましては、やはり前回申し上げたとおり、やはり教育に資する目的で使用するのが本来でございますので、それは駄目だというふうに言ったんです。

法人が施設を使うのは認めてるんですね。

そのような形で応接室は使っております。それとあと、評議委員会につきましてはそこを使っていることがあります。ごくごく小さいところですけども、使っているというようになります。

法人が高校の施設を使うことは認められてるということですね。

はい。

はい。神戸第一高校の教職員が労働組合に加入することは禁止していますか。

いえ、禁止はしておりません。

はい。

はい。

証人は担当教科が英語ということでしたけども、社会科に、一般的には社会科に当たる科目ですけども、神戸第一高校では公民は教えていますかね。

はい。

現代社会や政治、経済、倫理のどれを教えていますか。

現代社会だったと思いますが。

はい。では、現代社会ですと労働三権についても教えていますね。

教えておるといふふうに思います。ちょっとそれは私定がでございます。

担当の教科は違いますから分かりますけども。前回の証言です、団体交渉を学校の中で行ったことを知った生徒の中には動揺する生徒がいると、こういう証言があったんですけどもね、実際そのような生徒に会ったことありますか。

実は、カウンセラーがうちは1名でずっと来ておったんですが、1名増員して2名体制で今やっております。といいますのは、中学校時代に不登校あるいは学校不信の方が本校に入学されてきまして、大変不安を持っている方が多うございました。というようなことから、非常にその辺のところは敏感な気持ちを持っておられる方が多いですので、例えば親御さんとかがだっと来られたりするときでも非常にびくびくする子もおりますので、それは私、実際に見た経験はございます。

団体交渉を行った結果、生徒が動揺しているということについては見られたこと、あるいは聞かれたことがあるんですか。

私に来て、団体交渉を行ったということは聞いておりませんし、過去にもそういうことはないということは今日来ております教頭さんのほうからはお聞きはしておりますが、今、だっと親が来たというのは生徒指導上の問題でありますとか、学校に対する要求を持ってこられたということでございます。

学校の中に労働組合が来て、団体交渉をしているから、これは何とかせえと、そういうふうな要望だったんですか。

いえ、違います。

はい。陳述書あるいは前回の証言でもね、私たちの労働組合との団体交渉をできるだけ早くやりたいということを述べられておりますね。

はい。

はい。それは就業時間外に学外で行いたいということですね。

そうでございます。

え。

そうでございます。

はい。それから、ちょっと違うところへいきますけども、今年の3月末で〇〇組合員を雇い止めにしましたね。

はい。

雇い止め通知を行ったのはいつですか。

昨年の11月か12月ぐらい。どっちかはちょっと記憶が定かではございません。大体その頃だということですね。

はい。

雇い止めの理由は何ですか。

本校は家庭科の教員が少のうございます。それと、特別非常勤講師といいまして、家庭科の教員免許を持ってない方で、職員の方が教えに来られてるとい、そういう身分の方がおられます。できることならばそういう方々への指導もしてもらわなければなりませんし、家庭科の先生方にもそういう指導をしていただける方を採りたいというような思いから、お若い方よりも今までご経験豊富な方あるいはそれに関する、類する資格を持っておる方を採用したいというような思いからそのように

させていただきました。

組合員は講師ですよ。

そうです。

教諭じゃないですね。

そうでした。

家庭科には専任の教員はいないんですか。

おります。

その方の指導ではあかんかったわけですか。

お一方、何人かおりますけれども、一番ご年配の先生は臨時講師です。それから、もう一方については専任の教諭です。それから、もう一方につきましては臨時講師。この3名と、それから、去年の4月からお入りになられた方が39歳ですかね。この方も県立高校の臨時講師をしておられた方ですが、なかなかまだご経験不足のところがありましたので、なかなか指導に至る、他人さんを指導するというような状況ではないというふうに思っております。

はい。私のほうは終わります。

審査委員

それでは、被申立人側、追加尋問何かございますでしょうか。

被申立人側 安部代理人

安部からお聞きします。ちょっとさっきお答えがよく分からなかったのでよく聞いて答えてほしいんですけども、申立人側のご質問で団交の開始時間の点ですが、勤務時間内に行うことは難しいのかという質問があって、それに対して部活動や補習、それから機械警備があるから、勤務時間外でも難しいとお答えになったと思うんですが、そのようなお答えで間違いないですか。

ええ、まず、勤務時間内につきましては、授業がございます。それから、生徒のカウンセリングとは言いませぬけれども、そういう相談事に乗ること。それから、教材研究をする時間等がございます。あるいは小テストの問題を作成する、そういったことがございます。そういうのがあって、その空いた時間に部活動を見ていくというようなことを言いたかったんですけども。

勤務時間外の、勤務時間が終わった後に団体交渉はできないと、そういう意味ではないということですか。

はい。

違うということですね。

はい。

それから、被申立人準備書面（５）の２ページを示します。

（被申立人準備書面（５）の２ページを示す）

先ほど申立人から示された組合員の勤務時間の表が載ってありますけども、これは昨年の５月のときもこの勤務時間でしたか。それとも、６月以降変更はありましたか。

言われたら、よく分かってないんですが。

今そこはあまり記憶がはっきりしない。

はっきりしないんですね。

その前提でお答えがあったということですか。

はい、はい、申し訳ないです。

あと、学校は今未払いの賃金、残業時間について、残業代を払ってないとそういうお答えだったように思うんですけども、そのような認識でよろしいですか。

部活動の顧問をしていただいている先生には月３，０００円、お安いんですけども月３，０００円という部活動手当というのをつけております。

全く払ってないという認識では……

ということではございません。

もう一つだけ、法人の事務長が、ごめんなさい、学校の事務長が法人の仕事を手伝っていると、そういうお答えをされたと思うんですが、学校の事務長が法人の仕事をどのような立場でされているのかというのは正確にご存じですか。

事務、法人事務局長というお名前は肩書としてはついておりますけども、あくまでも学校の事務長として、日々の経理等のお仕事をしているという認識を持っておりますが。ただ法人の年に１度、２度お見えになることについてのお世話をなさったりとかいうのはなさってますので、そのようにお答えをいたしました。

今お答えになったように、法人局長ですかね、という地位も兼ねておられるということでよろしいですか。

そうです。

結構です。

審査委員

あと、参与の先生方、質問、よろしいですか。さらに質問、よろしいですか。

被申立人側 安部代理人

いいです。

審査委員

ありがとうございました。

すみませんでした。

第1回に引き続き尋問

証人氏名 岸本二郎

申立人側 山下代理人

申立人代理人の山下です。証人は、法人の理事をしていますか。

していません。

はい、してないですね。本件団体交渉の開催をめぐってですね、法人から意見を聞かれたり、相談されたことはありますか。

あまりありません。

少しはあるんですか。

校長とこの団体交渉の件で話を同席する場合がありますので、そういうときには同席しておりますので話は聞いています。

ということは、本件団体交渉について経緯なりはそれなりに理解してるということですね。

全てじゃないですけども、大体把握はしてると思います。

はい。証人はですね、前回の証言の中で、第一組合役員として、法人との団体交渉に参加したことがあるということを証言されてますけど、そのとおりですか。

はい。

はい。第一組合を脱退したのはいつのことですか。

平成29年の3月31日になっています。

それは何かきっかけがあったんですか。

私が4月1日より教頭になりましたので、はい。

じゃ、管理職になられるまでは第一組合の組合員だったということですね。

そうです。

じゃ、第一組合の団体交渉においてね、組合が机をたたくようなことはありましたか。

私が執行役員として、第一組合の執行役員として団体交渉に出席したのは2回しかありません。それ以前の組合との団体交渉において、そういうふうな行為は頻繁に行われているということは組合員からも聞いてます。

その第一組合との団体交渉においてね、法人側から弁護士が出席したことはありましたか。

私も2回しか出席してませんので、私が出席やったときには法人側は弁護士は出ておりませんし、法人側から弁護士がという話はあまり聞いたことはありません。

はい。次に、第二組合についてお伺いしますけれども、2018年、平成30年3月20日に第二組合の■■■■執行委員長が岸本理事長と理事長室で話し合っているところに同席したということですが、それは間違いないですか。

はい。

理事長に呼ばれたということでしたけれども、そのとき、証人は工作中でしたか。

そうです。

それはおおよそ何時頃ですかね。

ちょっと時間は、多分午後、午後かな。ちょっとお昼回ったぐらいかだと思うんです、ちょっと分からないですね。

分かりました。

休憩時間ぐらいか、ちょっと分からないです。申し訳ないです。

はい。理事長室に入っていったら、二人が話し合ってたということですかね。

そうです。

しかし、証人はそれは団体交渉とは思わなかったという証言されてますね。

はい。

岸本理事長あるいは■■■■執行委員長から、これは団体交渉ではないという説明を受けましたか。

いや、それは受けてないです。

はい。証人が団体交渉じゃないと思っただけですね。

普通、団体交渉する場合は学校側に団体交渉の申入書とかそういうのを提出しますし、私も教頭であればそういうことも見聞きしたりとか、文書が出てくることは確認できると思いますので、そういうこともありませんし、団体交渉とは思っておりません。

先ほどね、当労組との団体交渉の経緯についてね、相談されたり、法人から意見を聞かれたことがあるかと聞いたんですけども、全部じゃないと言われてましたけども、第二組合の今のお話のときにはですね、団体交渉の申入書が出てないから団体交渉じゃないと思っただけということなんですけどもね、それでいいんですか。そういう証言でいいんですか。

はい。

はい。それで、お二人話し合ってるところに参加、行ってみたら、テーブルの上に1枚の用紙が置いてあったのが見えたということですが、そういうことを証言されましたね。

はい。

甲第2号証を示します。

(甲第2号証を示す)

置いてあった紙というのはこの協定書のことですかね。

そうです。

はい。証人はこの協定書と書かれた用紙を丹念に見ましたか。

いえ、そんなに深々とは見てません、はい。

前回、ここに書いてある4項目ぐらいについても私もちょっと返答させてもらったりしたと証言されてるんですけども、4項目めぐらいというのは項目4のことについての話ですかね。

いや、置いてあったので、第二組合の委員長から一つ一つ、これはどういうことですかというふうなことで聞かれたので、それに対して、私が学校側として答えられるところは答えたりとか、そういう返答をしたということですね。

委員長から聞かれて答えたということですか。

はい、そうですね。

ここの協定書の日付、平成30年3月20日と手書きで記入されてますけどね、これは誰が書いたんですかね。

これは委員長やと思います。

協定書には理事長岸本という印鑑が押されてますね。

はい。

これは理事長が押印したんですか。

理事長が押しました。

その押したところを見ましたか。

見ました。

組合の印鑑もこれには押されてるんですけども、証人が同席した場では印鑑を押されていなかったということですかね。

そうですね。

はい。証人も労働組合の役員をされたということであれば、協定書とか労働協約は記名、押印することによって効力を生じるということはお存じですね。

はい。



その押印はですね、校印だとか、登録印でなくても構わないということも知ってますね。

そこまで、私は深く分らないです。

分かりませんか。

はい。

では、理事長がそこで、その場で判こを押したということだったんですけども、押さないようにといたしますか、やめるようにアドバイスはしなかったんですか。

それは言うてはおりません。そのときですね、理事長、話合いも長時間になっておりましたし、なかなか進展もしておりません。理事長のほうからその当時の事務局長のほうと今後詰めの話をしてくれと、そういう意味で確認をするという意味でその印鑑を押されたんですけど、その印鑑はシャチハタですし、学校の中で回覧とかするときに押す印鑑であるというようなところで、私はそんなに影響がないかなと。ほんで、■■■■委員長も岸本局長と話をすることでの確認の意味で押しってもらってるというようなことも分かっておったので、特にとめたりとかしませんでした。

この協定書の真ん中ほどには、「以上について、協定を締結する。この協定書は、双方一方ずつ保管するものとする」と書いてますけども、証人が見られたのは2部ですか。

いや、1部しか置いてませんでした。

1部しかなかったわけですか。

はい。

だから、理事長が判こ押したのも1部だけ。

そうですね。

■■■■委員長はですね、組合員もいてなかったというふうに証言されてますけども、この協定書には■■■■という判こが押されてますね。それはその場で押したんですか。

いえ、押してません。

その場ではどの判こも押してない。

そうですね。

岸本理事長の判こしか押されなかったということですか。

はい。

証人は理事長と執行委員長が、話合いが終わるまでその場にいましたか。

いました。

退席されたのは誰と一緒に退席されたんですか。

もう■■■■委員長と一緒にぐらいですね。私が出て、その後、多分■■■■委員長が出た  
と思います。

ほぼ同時に出たと。

そうですね、前後ぐらいに出たと思います。

もう一度甲2号証を示しますけども。

(甲第2号証を示す)

この協定書の4項では、「在任期間5年の教員、■■■■■■■■を専任教諭とする」とこうあ  
りますけれども、この2人が専任教諭になったのはいつのことですかね。

これはいつやったかな……。これは……。ちょっと待ってくださいね。29年4月1  
日やったかな、30年4月1日やったかな。

分かりませんか。

ちょっとごめんなさい、29年か30年の4月1日かどちらかだと思うんですけど。  
29年はないですよ。

ああ、そうですね。え。

これ30年の3月ですから。

ああ、そうですね。30年4月1日です。

30年の4月1日ね。

はい、恐らくです。

分かりました。ところでね、この■■■■執行委員長が理事長室で理事長と話し合っておった  
ということですけども、それは教員としての仕事を業務でやってたんですか。

私は、その当時、■■■■委員長は第1学年の主任をしていたので、理事長も1週間に1  
回程度しか来られなかったもので、理事長が来られたら、いろんな部主任は報告とか、  
常に入れ替わり立ち替わり行っておりましたので、■■■■委員長も当然、1学年の主  
任ですから、そういう報告を兼ねて行ってるものだと私は認識しておりました。

行かれたら、この協定書が置いてあって話をしたと。

そうですね。

これは教諭としての、いや、その人は教諭じゃないですけども、教員としての仕事をして  
るんだなと思われたわけですか。

いや、だから、今言うたように、その話だけをしに行っただけではないと僕は思うん  
ですけど、その前後が分かりませんので、今言うたように、私はそれだけじゃなく

て、1年のそういう報告も兼ねて行ったんじゃないかなと。その一つとして、そういう今の要望書ですかね、協定書、その話が話し合いの中で出たんじゃないかなというふうには思います。

今も言われたんですけどもね、理事長がこの判こを押したのは協定書の内容を了解したというんじゃなくて、協定書という用紙を見ましたと。あとは事務局長と話を詰めてくれと、そういう意味で押印したという証言をされてますね。

はい。

理事長がそのような発言をしたんですか。

あ、言われました。

どういうふうに言われました。

いや、そのとおりです、はい。一応見たから押しとくけども、あとの詳しいことは事務局長と打合せしてちゃんと決めてくれと、詰めてくれと。

うん、詳しいことは事務局長と詰めてくれということですね。

はい。

それは、すみません、じゃ、乙第28号証を示します。

(乙第28号証を示す)

これも同じく協定書という文書ですけども、この協定書の構想には証人は関わっていないと証言されましたね。

はい。

この協定書にね、判が押されてないのは話がうまくいってないということで押されてないというふうに思いますとも証言されてますね。

はい、はい。

そういうふうに思われたわけですね。

そうです。

はい。じゃ、乙28号証と甲2号証を比較してみますけどね、見られてると思いますけども、これ同じではないですわね。

私、28号証は私、持ってないと分かりません。

今見られてね。

すみません、質問の、分かりました。

判こを押してないことは合意してないことだというふうにおっしゃってるんだから見られ

てるのかなと思ったんですけど。

いえいえ、まあまあそんなはっきりは見てないので。

はっきりは見てない。

はいはい、見てないです。

まあ異なるんですけど、例えば項目4ですけどもね、甲2号証ではね、

(甲第2号証を示す)

項目4、「在任期間5年の教諭、■■■■、■■■■を専任教諭とする」と。乙28号証ではね、

「在任期間5年で勤勉の教職員は専任教諭とする」と、固有名詞が入ってないですわね。

はい、はい。

だから、甲2と乙28とは違いますよね。

はい。

この部分はね。

はい。

それで、■■■■、■■■■、2人はこの平成30年4月1日に専任教諭となってるということで  
すね。

はい。

したがって、乙28号証の段階では、この2人を専任教諭とするという要求は必要なかったわけですね。

いや、そこは私にもそれは分かりません。直接関わってないですし、その経緯も  
分からないので。

その28号証ね、話合いがうまくいかなかったから印鑑が押されていないというふうに思  
いますということだったんだけど、それは誰かから聞いたんですか。

いや、もう聞くというか、全然進んでないというのは印鑑押してないことで分かる  
としましたので、そういうふうに発言をさせていただきました。

このとき、証人は教頭ですよ、もう既に。

そうですね、はい。

しかし、やり取りは聞いてなかったと。

そうですね。

話合いがうまくいかなかったからだというのは証人の臆測ですか。

そういう臆測のところもあると思います。

臆測以外に、話合いがうまくいってたら、判こぐらい押してるだろうということもあるんですか。

それは当然うまくいけば、そういう共通の協定が成立して、こちらのほうにも連絡が来るものだと思いますし、何も双方認めてない、認められないというか成立してなければ進んでないというふうな感じで判断するかなとは思いますが、はい。

それから、前回ですね、学校の中で団体交渉すれば、募集に関することでマイナスの材料となる、そういうふうな発言をされたんですけどね、なぜマイナスになると思われたんですか。

うん、やはりいろんなことですね、やはり部外にそういう情報なり、やっぱりそういうことがSNSなどを通して出る可能性もありますし、人づてに伝わる可能性もあると。やっぱりそういう学校として、あまりリスクを負うようなそういう情報についてはやっぱり何とか避けたいなというようなことで発言をさせていただきました。

証人がね、第一組合の組合員だったときのことを考えても、学内で団交すれば募集に関することでマイナスになるだろうと、そういうふうに思われたんですか。

今、少子化でいろんな、昔と現状は違いますので、うちを取り巻く環境を考えればやはり学校内でやって、ちょっとそういう心配な、不安な要素は取り除きたいと思ひまして発言させていただきました。

証人が教えられてる科目は何ですか。

保健体育です。

はい。陳述書ではですね、学内で団交することは教育上望ましいとは考えられないと書かれてるんですけどね。生徒にですね、将来、仕事に就いたら労働組合に入らないようにというふうなことを教えてるんですか。

いや、そういうことは言っておりません。

労働3権あるいは労働組合について、中学校の社会科で教えてるということはご存じですね、あるいは高校の社会科で。

あると思います、はい。

はい、ごめん、高校です、間違えました。ご存じですね。

そうですね。

神戸第一高校では、労働組合は危険なものだというふうに教えてるんですか。

いや、そういうことは教えてないと思います。

はい、終わります。

審査委員

では、追加尋問はございますか。いかがですか。

被申立人側 安部代理人

被申立人代理人の安部からお聞きします。甲2号証を示します。

(甲第2号証を示す)

ここには4項目上がってますね。

はい。

ちょっとゆっくり見ていただきたいんですけども、この平成30年3月20日以降にこの4項目というのは、書かれてるとおりのことは実現されていますか。

希望をかなえられてるところもあると思いますが、はい。

全部実現していますか。30年の4月の段階でどうですか。

30年の4月の段階。

はい。

4つのうち3つはできてると思いますけど。

どれができていますか。

1、3、4は、これはできてると思います。

これはこの30年当時からできていたんですかね。

そうですね。

2番目は、この30年3月が終わって、4月頃にはできてなかったということによろしいですか。

30年の4月段階では、ここはできていなかったと思いますね。

そのことについて、■■■■教諭から学校に対して、おかしいじゃないかとかそういった話はありませんでしたか。

これ4項目全てですか。

ええ、はい、特に2番目ができてないということについて、おかしいじゃないかということも4月以降言われてませんでしたか。

いえ、これはもう平成十……

まず、あったかなかったかということ。

あ、返事。

そういう……

私に対してはありませんでした。

学校に対してそういった申入れをされているということを聞いたことはありませんか。

話を出したということは、あるということは聞きました。

教諭からここで合意しているのに、実現してないのはおかしいじゃないかと。

いや、それはない。

そういうことはないですか。

はい。

それから、4項目の4番目のさん、さん、このお二人、専任教諭とすると書かれていますけども、これはこの協定書を受けて専任教諭にされたんでしょうか。

いや、それとは関係ないと思います。

経緯はご存じですか。

大体は聞いてますけども、はい。

特にこの協定書があったからというわけではない。

じゃありません。

この協定書に書かれていること、仮にこれは合意ができておれば、これは教頭である証人に対して、法人から何らかの説明はあるんでしょうか。

あると思います。

そういったことはありましたか。

いや、ありません。

結構です。

審査委員

では、参与の先生方、よろしいですか。

参与委員

結構です。

審査委員

審査委員の桐山から一つだけ、先ほどの原さんにもお聞きした部分なんですけども、もしご存じであればということで、被申立人の準備書面（5）を示します。

（被申立人準備書面（5）を示す）

先ほども質問が出ておりましたけども、準備書面（５）の１ページには、「勤務時間等は令和元年６月１７日から変更されており、年度当初のものとは異なっている」と書いてありますけれども、その次のページ、準備書面（５）の２ページ目の別表にですね、令和元年６月１７日以降の状況ということなんですけど、ここでは団交申入れがあったその直前ですね、３月から５月ぐらいのところで■■■■組合員の勤務場所というのはどういうふうに違ってたか、もしご存じでしたら説明をお願いしたいと思いますけども。

６月１７日以前は月曜日の５時間目、６時間目、本校での勤務ということで、６月１７日以降、ちょっと学校内のいろいろ教科のほうの事情がありまして、５時間目、６時間目は本人の了承を得て、この月曜日の５時間目、６時間目を西キャンパスへ移動して体育の授業を指導するということしております。

ということは、この赤字に書いた前の部分が、そのちょうど学校の議論があった３月、４月の状況だというふうに理解していいですか。

そうですね。

はい、ありがとうございました。

よろしいですか。

以 上